

第4章

ザンビアの農村における土地の共同保有にみる 公共圏と土地法の改正

大 山 修 一

はじめに

アフリカの農村社会では、過去の植民地政策による不均等な土地の分配、人口の増加や農地の拡大、紛争や内戦による難民の流入、移住計画などによって土地の分配と土地へのアクセスが大きな課題となっている（Gulliver [1961], von Blanckenburg [1993], Sjaastad and Bromley [1997], 武内 [2001]）。アフリカの土地問題——とくに保有制度を議論するときには、土地の私有と共同保有という植民地政策以降の法律の二重性が主要な課題となっている（Le Roy [1985], Firmin-Sellers and Sellers [1999], Benjaminsen and Lund [2003], Magana [2003]）。

この二重性の議論のなかで、土地保有証明書による土地の所有や賃貸は国家の法律を根拠にしていることから「フォーマルな法令制度」と表現されることがある。一方、土地の共同保有については民族社会内部の伝統的支配者の権力や権威にもとづくか、あるいは相互の話し合いによって慣習地（Customary Land）における土地の保有が確保されることから「インフォーマルな法令制度」と呼ばれる。

第2次世界大戦の後、植民地支配からの独立以降1980年代の初頭まで、農地改革は大土地所有者や国有地を小作、土地なし農民に再配分することに重

点がおかれてきた。しかし、1980年代以降には市場メカニズムにもとづいた農地改革が主流となっている。近年、市場メカニズムにもとづいた土地取得制度の整備はウガンダ、マラウイ、ザンビアをはじめ多くのアフリカの国々で進められている（Evers et al. eds. [2005]）。

ザンビアでは1991年に、初めて複数政党制選挙が実施された。この複数政党制選挙によって誕生した複数政党制民主主義運動（Movement for Multiparty Democracy: MMD）は一貫して、市場メカニズムにもとづく経済の自由化と外資の導入を進めるとともに、貧困の削減に努めている。その背景には、近年、アフリカの貧困削減に対する国際的な取り組みが加速化していることがある。2000年9月のミレニアム・サミットで、世界中の政治家が「ミレニアム開発目標」を設定し、貧困の削減、飢餓や感染症、ジェンダーによる格差、環境破壊、飲料水の確保、衛生問題といった諸問題に取り組むことを決定した。2005年には国連が「ミレニアム開発目標」を達成するために、実際の施策を発表し、実行に移されている。

ザンビアでは、ほかの南部アフリカ諸国と同様に、市場メカニズムにもとづく土地の取得制度が急速に整備されつつある。この流れには、市場メカニズムの導入と近代的な法整備によるアフリカの貧困削減という国際的な取り組みが背景にある。ドナー諸国は、土地に対する所有権の確立が貧困を削減し、資本の蓄積をうながすという議論を根拠に、市場メカニズムによる土地取得制度の確立と近代的な土地法の成立を推進している。ザンビア政府は、ドナー諸国の要請に応じるかたちで、1995年に土地保有制度を改正する土地法（Land Act）を定めた。この土地法の策定は、土地の私有化を進めることによって、ザンビア国内に外国からの投資を呼び込むと同時に、農家が土地を担保に必要な資本を得ることによって農業生産を増大させる目的をもっている。

Ault and Rutman [1993] は、20世紀以降の東アフリカや南部アフリカにおける慣習地の土地所有権の変化を俯瞰している。利用できる土地が豊富にあったときには、個人は法律や各民族の慣習を意識することなく、共同保有を

基本とする慣習地を自由に利用することが許され、土地使用权は無償であった。しかし、農村人口が増加し、土地が稀少となり、法律が個人の土地使用权を認めるようになると、慣習地における土地使用权は個人の権利に帰属する傾向が強まり、地域によっては、チーフをはじめとする伝統的支配者層の関与が消滅することもあったという。

実際、ザンビアでは、1995年に土地法が成立したのを契機として、慣習地における土地の私有化や囲い込みがはじまり、農村における土地の共同保有のあり方に混乱が生じつつある。従来、慣習地における土地の共同保有では村びとどうしの話し合いや、ときにお互いの気遣いや配慮によって土地の分配や利用方法が決められてきたが、ザンビアにおける土地制度の早急な「近代化」と法制度の整備は共同保有を基本とする慣習地の利用と分配に変化を与えつつある。本章では慣習地における土地の分配・利用方法をめぐる村びとどうしのやりとりをひろく公共圏にとらえ、農村社会における慣習地の共同保有をめぐる公共圏のあり方を検討していく。ザンビアの土地制度の歴史的な変遷を検証したうえで、公共圏という概念を援用しながら、焼畑農耕民ベンバの土地と人びと、チーフとの関わり、そして土地法の成立を契機とした変化について明らかにしていきたい。

第1節 ザンビアにおける土地制度の変遷

多くのアフリカ諸国と同様に、ザンビアでは各民族の慣習にもとづく共同保有と土地保有証明書にもとづく土地保有というふたつの土地保有制度がある。土地保有証明書にもとづく私有地については、証明書の所有者が自由に土地を売買することができる。私有地は都市近郊や、リビングストーンから首都ルサカを經由して産銅地帯をむすぶ鉄道沿線に多く集中する。ザンビアの国土のうち94%は慣習法にもとづく慣習地である。慣習地については、民族のもつ土地領域を共同で保有するという名目で、チーフや村長が土地使用权

の付与や土地割当の権限をもっている。慣習地の内部には原則、私有地はなく、土地保有証明書は発行されなかった。そのため、税金の納付義務は発生せず、使用権の移転や土地の使用については民族の慣習や規範に沿った「慣習法」^[1]によって決められる。

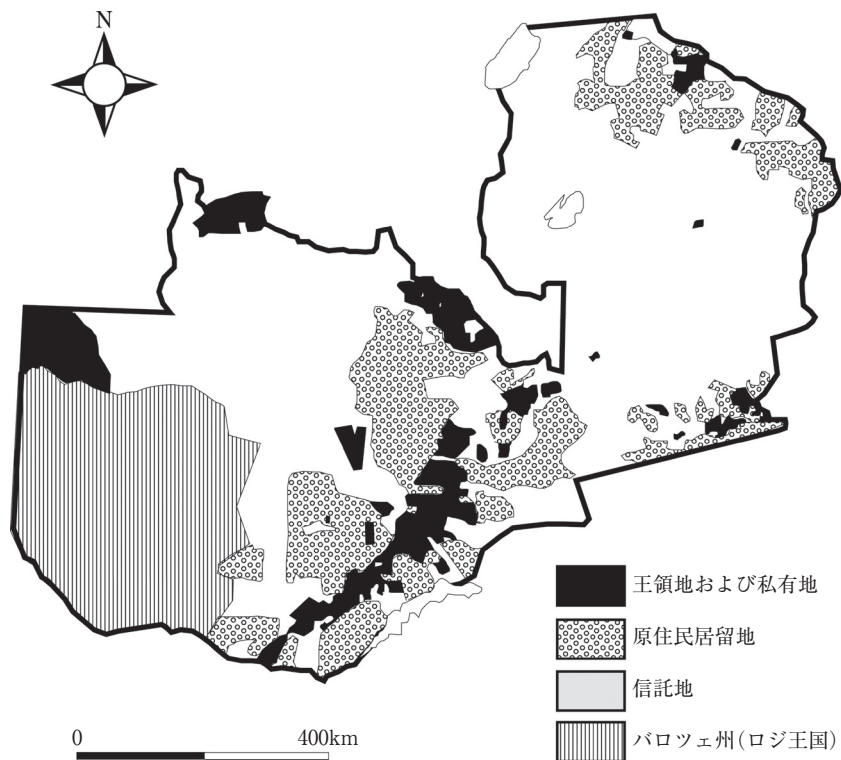
このような慣習地と私有地の区別は植民地時代に由来し、ザンビアの独立以後にも温存された。ザンビアにおける土地制度の現状、1995年の土地法が成立したのちの混乱を理解するために、先行研究（Meebelo [1971], Roberts [1976], 児玉谷 [1999], Brown [2005]）を参考にしながら植民地時代以降の経緯を検証していこう。

1. 植民地時代

イギリス領の植民地では、植民地政府が白人の居住地とアフリカ人の居住域を線引きした。Mamdani [1996] は白人とアフリカ人という二分法に着目し、この両者は空間だけではなく、政治的にも差異化されてきたと述べている。遠隔地に居住するアフリカ人の多くは伝統的支配者であるチーフや慣習法に支配される「臣民」(Subject) である一方、白人や都市に居住するアフリカ人は近代法によって統治される「市民」(Citizen) であり、「市民」は財産を所有することによって経済活動を営んできたという。

この二分法は独立前の北ローデシアにもよく適合し、現在のザンビア共和国にも通ずるところがある。イギリス植民地政府は1929年に王領地と原住民居留地に関する法令を制定し、ヨーロッパ系住民にとって好ましい土地や鉱物資源が埋蔵される地域を王領地 (Crown Land) として指定した (図1)。1930年には土地分配制定法が施行された。王領地は私有地もしくは借地として扱われ、譲渡証書は法律によって規定されていた。アフリカ人であっても王領地に居住することができ、王領地の居住者はイギリス本国の法律のもとで、植民地政府によって権利が守られてきた。王領地の縁辺部には原住民居留地 (Native Reserve) が設定された。原住民居留地は、王領地の指定によっ

図1 独立直後（1965年）の土地保有制度



(出所) Committee for the World Atlas of Agriculture [1976: 753] を一部改変。

て追い出された6万人ものアフリカ人の居住地となり、居住者は王領地となった農場や鉱山の経営に必要な労働力源となった。

王領地にヨーロッパ系住民が入植せず、1947年に植民地政府は王領地の一部を信託地 (Trust Land) に設定し、アフリカ人の土地に転換した。ヨーロッパ人をはじめとする外来者に対して原住民居留地や信託地を譲渡することには規制がかけられた。原住民居留地においては、チーフや中央政府が認可することによって、更新可能な5年間の土地占有権が認められた。植民地政府は王領地において、ヨーロッパ人をはじめとする外来者に対して99年間の

土地占有権を与えた。原住民居留地では王領地のように私有が認められず、原住民居留地は慣習地として残った。

イギリスによる間接統治では、各民族の土地領域について慣習法にもとづく土地の共同保有が認められていた。土地制度を設計するにあたって、行政官の多くがアフリカの土地保有については私有ではなく、共同保有が一般的であると想定していた。そのため、植民地行政官は未利用地を民族の共同財産とみなし、チーフが土地に対する行政上の監督権をもつと考えた。植民地時代における土地政策の枠組みでは、チーフが土地や自然資源の利用、割当てについて大きな権限をもつにいたった。

2. カウンダ大統領による社会主義時代

1964年にザンビアは独立する。カウンダ大統領のもとでの土地制度は社会主義とナショナリズムによって特徴づけられる。カウンダ大統領はすべての王領地を国有地（State Land）に変更し、土地は大統領に帰属し、イギリスの主権が及ばないようにした。独立以後にも国有地、信託地と原住民居留地の制度の大枠が維持された。原住民居留地は、指定地（Reserves）として名称が変更された。信託地と指定地をふくむ慣習地においては多くの点でイギリスの間接統治の名残が引き継がれ、土地割当に対するチーフの役割が認められていた。地方における伝統的支配から近代国家による支配への転換は、きわめて不徹底にしか行われず、伝統的制度と近代的制度が併存する状態が出現した。

1969年にザンビアの憲法が改正され、政府が未開発地——とくに不在地主による未利用地を接収することが認められた。また1975年に成立した土地法は、永年の土地保有を意味する土地の私有を認めず、土地の所有権（freehold tenure）を賃借権（leasehold）に切り替えた。ザンビア政府は法律の改正によって土地市場を抑制し、賃借権の移転を直接管轄するようになった結果、土地には資産価値はないと考えられ、建物や農業インフラだけを売買すること

が可能となった⁽²⁾。1985年には、大統領府が認める投資家や企業をのぞき、外国人への土地の割当てを制限する法案が可決された。

3. 新土地法の成立

現在、新たに進められている土地制度の改革は、1991年に実施された複数政党制選挙によるMMD政党の勝利に由来する。MMDはカウンダ大統領の社会主義政権をやぶり、市場経済化を推進することになった。市場メカニズムにもとづく土地取得制度の改革は、市場経済化を推進するうえで不可欠だと考えられた。MMD政権は1991年の選挙公約に、土地の私有を保証する近代的な土地法を成立させることを掲げた。そこには、開発後進地域となっている慣習地に経済的な価値を与えることによって、土地の割当てや私有化を効率良く進めようというねらいがあった。土地の取得制度に市場メカニズムを導入するという土地法の成立は選挙公約だったというだけではなく、債務救済のかわりに付与された国際的なコンディショナリティーでもあった。

ドナー諸国はザンビアの土地制度における自由化を推進する重要な役割を担うことになった。世界銀行や国際通貨基金（IMF）、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）の要望にしたがって、MMDは1993年に土地政策と法律改正に関する国際会議を開催し、1995年には新しい土地法が国会で審議され、可決された。この土地法の改正については、野党や多くの市民団体、伝統的支配者層から根強い反対が表明された。

改正された土地法の主要な論点として、大きく4点をあげることができる。1点目は、土地保有証明書（Title Deeds）と土地の保有権を大幅に強化したことである。土地法は土地の自由所有権を正式に認めたわけではないが、99年間の土地使用权を認めることによって、事実上、土地の私有が許可されたと認識されている。1975年成立の土地法を廃案にすることによって、1995年の土地法は土地の売買を可能としている。また、国家自身が買い手となって未開発地を再入手することは困難になり、土地に対する国家や官僚の関与は

大幅に減少することになった。

2点目は、外国人による土地保有の制限を緩和したことである。1995年の土地法では、ザンビア在住の外国人、あるいは大統領府の認可を受けた外国人であれば、土地保有証明書を受領し、土地を保有することが可能となった。

3点目は、土地の保有権、慣習地の権利を守り、高等裁判所（High Courts）への殺到を防ぐために、新たに土地に関する法廷（Lands Tribunal）を創設したことである。土地法廷が扱う内容は、土地にまつわる権利関係の調査と裁定にあり、地方の低所得者でも法廷にアクセスできるように低いコストで機動性をもつよう意図されている。

4点目は、共同保有の土地の管理を外見的にも、実質的にも変化させたことである。信託地と指定地は、法律のうえで慣習地（Customary Land）にまとめられた。土地法によって、慣習地に存在する土地保有の権利が明確に認められた一方で、外国人投資家やザンビア人が土地保有証明書を取得することも容易になった。国家や地域の利益に資することが認められれば、国外あるいは国内の在住者に関係なく、投資家が慣習地を保有することが可能となったのである。また、チーフをはじめとする伝統的支配者の同意があれば、ザンビア人が慣習地において土地の保有権をもつこともより簡便になった。政府は、私有地と比較して慣習地に対する権限は不明瞭で、土地の取引については私有地よりも慣習地のほうがきびしい制限が課せられるという見解をもっている（GRZ [2000]）。しかし、同時に、政府は、慣習地の私有化によって村びとは土地を担保にして資金を借り受け、みずからの農場やビジネスに投資し、経済活動に参入することが可能となるだろうとしている。

1995年の土地法は表面上、慣習地における土地保有の権利を認めているものの、長期的には慣習地を減少させ、投資の対象として土地を開放することを意図している。一度、村びとや投資家が土地を私有化しはじめると、慣習地は不可逆的に私有化の方向へ動き出すことが予想される。

第2節 地域概要

ザンビア北部には、ミオンボ林と呼ばれる乾燥疎開林が広がる。ミオンボ林ではマメ科ジャケツイバラ亜科 (*Caesalpinioideae*) のブラキステギア、ジュルベルナルディア、イソベルリニアの3属の落葉広葉樹が優占する。この地域の土壌は、砂質の貧栄養土壌である。ベンバというエスニック・グループはミオンボ林に生活し、チテメネ耕作 (*Citemene system*) と呼ばれるユニークな焼畑耕作を営んでいる。

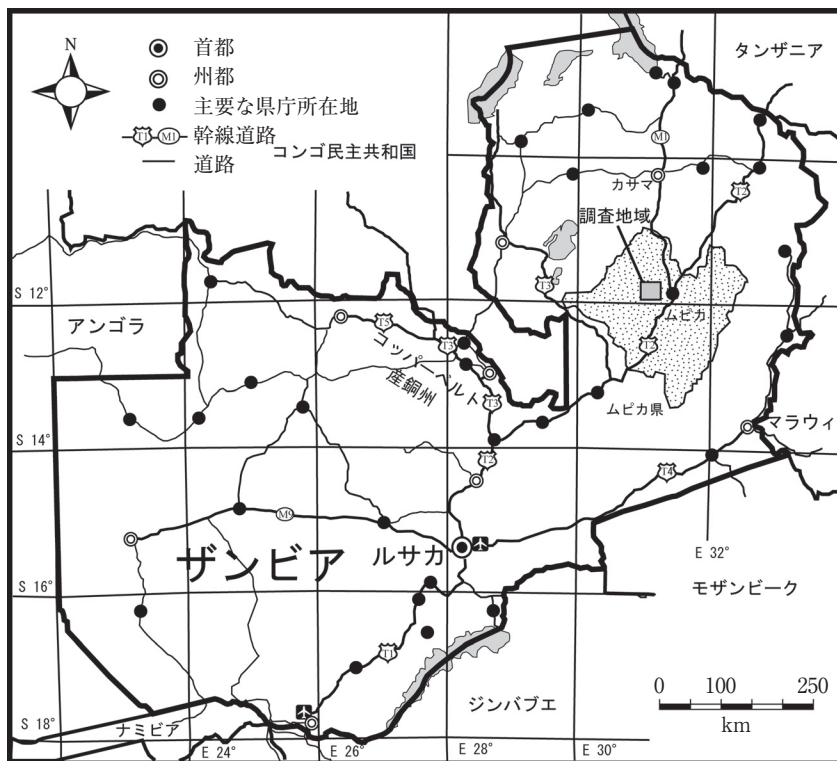
チテメネ耕作のユニークさのひとつに、樹上伐採 (*kusaila*) をあげることができる。ベンバの男性はチテメネを開墾する際、斧をもち、樹木によじ登り、枝打ちを行う。ベンバ男性は危険をとまなう樹上伐採に誇りをもっており、チテメネ耕作を行うことはベンバの民族アイデンティティの源泉となってきた(掛谷 [1996])。チテメネ耕作は4年間の輪作システムをもっており、1年目にはシコクビエ、2年目にはラッカセイやササゲ、パンバラマメのマメ類、3年目にはキャッサバ、4年目にはインゲンマメが収穫される。ベンバの人びとは毎年、チテメネ耕作地を開墾し、4筆の畑を組み合わせて、食生活を成り立たせている。畑の平均的な面積は20アールから1ヘクタールである。調査村であるM村では、人びとが余剰作物の販売を目的として、自給に必要な面積を大幅に超える畑を開墾することはなかった⁽³⁾。

ベンバはイギリスによって植民地化される20世紀初頭以前から、卓越した軍事力と交易によって強大な王国を形成したことで知られている。ベンバ王国はチーフ・チティムクル (Chief *Citimukulu*) と呼ばれるパラマウント・チーフを頂点とした中央集権的な政治システムをもっている。ベンバ王国はイギリスの間接統治のなかで行政機構の末端に組み込まれ、チーフが慣習地の行政を担当してきた。ザンビアの独立(1964年)以降にも、チーフは地方行政と司法機能の末端を担い、県庁 (District Council) から出される連絡事項を伝達したり、慣習地の内部で起こった民事事件の裁判を担当してきた⁽⁴⁾。ベ

ンバの人びとのなかには、自分たちはベンバであるという強い意識があり、個人による差はあるものの、ベンバの土地——ベンバランドはチーフに帰属するという考え方が残っている。

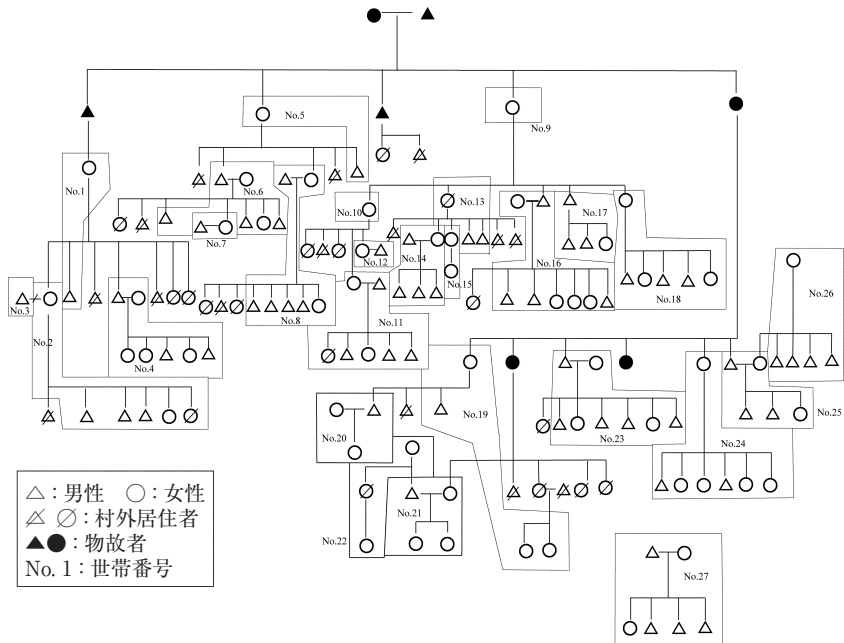
主要な調査地は、ザンビア共和国の北部州ムピカ県である(図2)。ムピカ県のM村を拠点に、ベンバの村むらを調査対象とした。M村では掛谷誠と杉山祐子が中心となって1983年より生態人類学的な調査を継続してきた。M村は、ムピカ県の県庁所在地であるムピカ(S11°40, E31°10)から西へ27キロメートルの距離に位置する(図3)。人口は116人、27世帯であり、1世

図2 調査域の位置——ザンビア北部州ムピカ県——



(出所) 筆者作成。

図4 M村における家系図



(出所) 筆者作成。

ロコシ栽培を放棄し、チテメネ耕作を生計手段の軸にしながら、換金目的のタバコやダイズ、ヒマ、パプリカの栽培、ダンボと呼ばれる低湿地における野菜や果樹の栽培、ヤギの飼育をはじめ、さまざまな生計手段を模索してきた(大山 [2002])。

村びとは一貫してチテメネ耕作地を開墾しつづけ、男性労働力のない女性世帯でも、チテメネを伐採する労働力を確保しさえすれば、安定した生計を営むことができた。ベンバの村びとは、「他者より多くのものや良いものをもつ者は、他者の求めに応じて分け与えなければならない」という生活原理を共有しており、それが平準化機構をささえてきた(Kakeya and Sugiyama [1985], Kakeya et al. [2006], Sugiyama [1987])。また、分け与えないことによって喚起される他者の妬みやそれに端を発した呪いへの怖れが、平準化機構を裏支

えている。食料があるところに人が動き、離合集散することによって消費の単位を変えることで食料を分かちあい、食料自給を確保してきたのである(杉山 [2007])。

第3節 ベンバの土地とチーフ、農村の公共圏

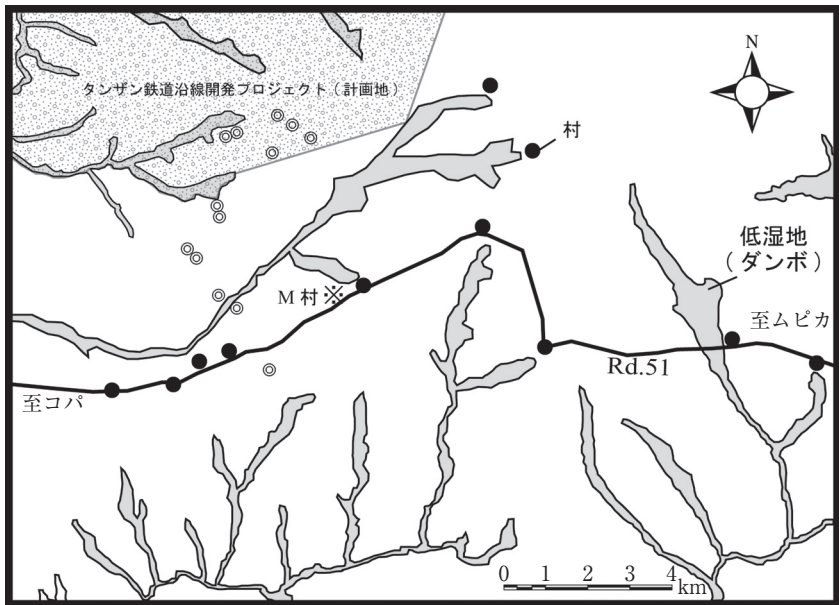
1. ベンバ農村の土地と公共圏

ベンバ農村において、個々の村びとがチテムネ耕作地を開墾する場所はだいたい決まっている。1996年には、M村の村びとはチリマブウェ川のちかくでチテムネ耕作地を伐採していた(図5)。チテムネ耕作地を開墾する場所は母系のリネージごとにまとまるか、あるいは血縁とは関係なく、仲の良い村びとどうしで近接することもある。

村びとがチテムネ耕作地を開墾する地域は、隣村どうしの取り決めて境界線が決められていることもあれば、境界線が決められず曖昧な場合も多い。M村の場合には、東側に隣接するN村とのあいだにはチテムネの伐採地について境界線が決められており、お互いがその境界線を越えてチテムネ耕作地を伐採することはない。一方、西側4キロメートルの距離にあるC村とのあいだには境界線が設定されておらず、2005年現在、C村とM村のチテムネ耕作地が混在している。C村の村びとがM村ちかくでチテムネ耕作地を伐採するため、M村の村長がC村の村長と話しあって、境界線を定めるべきだと不満をもらす村びとがいるのも事実である。

村の構成員であれば、その村の周辺でチテムネやイバラ⁶⁾を自由に開墾することができる。ただし、チテムネやイバラの放棄地について、村びとはその開墾者がだれだったのかをよく記憶しており、他人が開墾した畑の放棄地にチテムネ耕作地を開墾もしくはイバラを耕作しようとする場合には、土地の使用について許しを請い、承諾を得ている。

図5 1996年にM村の住人が開墾したチテメネ耕作地の位置
 (◎：チテメネ耕作地の位置)



(出所) 筆者作成。

村への移住を希望する者がいれば、村長は移住希望者とのつながりや系譜を検討し、居住の許可を与えるかどうかを検討する。たとえば、図4におけるNo. 27の世帯の場合には、血縁によるつながりはないものの、移住してこなければならぬ個人の事情が強く勘案され、M村の主要メンバーと同じ、「野ブタ・クラン」であることからM村への移住が許可された。

チテメネの伐採域を拡大していく途上で、隣接するチテメネの伐採者と、伐採域がぶつかり、伐採する樹木をめぐる口論になることがある。このような争議は、チテメネ耕作地の生産性を支持しうるミオンボ林が不足するにたがって増加する傾向にあるが、村びとどうし話し合いによって解決が図られている。また、村びとがチテメネ耕作地を伐採する際、自分が翌年以降、開墾するミオンボ林を確保しようとする意図が示される。杉山 [2001]

が記述するように、村びとは碁の陣地とりの要領で、数年分のチテメネ開墾地を確保する。囲みたい一定の広さのミオンボ林の外側に最初のチテメネ耕作地を開墾し、そこを三角形もしくは四角形のひとつの頂点とみため、翌年にはもうひとつの頂点にみため、翌々年にはもうひとつの頂点にあたる場所にチテメネ耕作地を開墾し、その内部のミオンボ林を開墾する。他人が確保しようとしている森林に割り込んでチテメネ耕作地を開墾することは、争議の原因となるため、隣人の思惑を察知し、気遣いや配慮をしながら、みずから開墾する場所と伐採面積を決定している。

本章でいう公共圏とは、村で開かれる会議や村長を中心に開催される話し合いのみを意味しているわけではない。ベンバランドの農村では居住者どうしが普段の生活のなかで隣人の思惑を読み取ったり、個人的な事情を勘案して配慮しあうことによって、すべての村びとが村周辺の土地に自由にアクセスし、チテメネ耕作地の開墾を継続してきたのである。このような土地の共同保有——利用や分配をめぐる村びとどうしのやりとり、あるいは前節で述べたような、人びとが食料を分かち合い、隣人とともに生きていくという村びと相互の関係性の総体をベンバ農村における公共圏と考えている。ベンバ農村における公共圏は、はっきりとした輪郭をもつ組織ではなく、その目的や機能を明確にもちあわせているわけでもないが、慣習地に居住する村びとが生産活動に従事し、村で人びとが生きていくうえでは不可欠な存在だと、筆者は考えている。

2. 慣習地におけるチーフの存在とベンバ農村の公共圏

ベンバの人びとには、自分たちはベンバであるという強い自負があり、世代や個人の差はあるものの、多かれ少なかれ、チーフ (*mufumu*)⁽⁷⁾の「臣民」(*umuwina*) であるという考えをもっている。この考えが、ベンバランドに居住するベンバの人びとの抱く強い民族アイデンティティと関係している。ベンバランドは本来、ベンバ王国の土地であり、村びとが慣習地で生産する

作物や家畜、森林に生育する樹木や動物、キノコなども最終的にはベンバの王国とチーフに帰属するものだと考えられている。領域内の土地はローカル・チーフの統治下にあり、チーフは村の創設や配置、新村に対する土地の割当てに対する強い権限をもっている。チーフ・ルチェンベの領域では、村の創設には25人以上の成人が集まることが条件となっている。村びとがこの条件を満たし、ローカル・チーフに新村の創設を申し出ると、予定地周辺の村の分布や人口密度、森林の状況などが勘案されて、創設の可否が判断される。近年、コパ・ロード（51号線）沿いには新村を創設する土地の余裕はなくなっており、新しい村の創設はみられない。チーフの許可なしには、村の創設は認められず、居住や焼畑の開墾も認められない。

ベンバの村は設立後、独立性が高く、チテメネ耕作地の開墾をはじめ土地利用の細かな決めごとについて、チーフの権限が村の内部に及ぶことは少ない。チーフが領内の土地を管理しているといっても、チーフが人びとの土地使用権を剥奪したり、土地制度を改変して、けっして私欲を肥やすことはなかった（Richards [1939]）。現在でも、村へ移住してくる者への土地の割当てや土地使用権の付与については、チーフが関与することなく、前節で述べたように、各村の村長⁸⁾や村びとどうしの話し合いに委ねられている。

ベンバの土地をめぐる権利は、伝統的にチーフがつかさどってきた（Richards [1939]）。チーフによるベンバランドの実質的な管理はイギリスによる植民地時代、そしてザンビア共和国の独立以降、そして現在においても慣習地として存続してきた。ベンバ語で、土地のことを *ichalo*（複数形で *ifjalo*）という。この *ichalo* はベンバランド全体を指すと同時に、1人のローカル・チーフが治める土地を意味している。ベンバの土地は、ベンバ王国の政治システムと密接に結びついている。ローカル・チーフはパラマウント・チーフの下位に位置し、管轄する領域を統治する。そのため、ローカル・チーフが統治する土地は境界線によって区分されているが、最終的にはベンバランド全体はパラマウント・チーフおよびベンバ王国に帰属する。この境界線が策定されたのは、ベンバがこの地を占有する17世紀ころにまでさかのぼるとい

う (Richards [1939])。

ベンバの人々とチーフとのあいだには、もともと互酬的な関係があった (Richards [1939])。ベンバの人々には自分たちはベンバランド——すなわちチーフの土地を利用し、生活しているという意識がある。ベンバランドにおけるチメネ開墾や動物の狩猟、キノコや野草、イモムシの採集は本来、チーフの許しがなければ認められない行為であった。また、Richards [1939]の記録にあるように、チーフは飢饉ときに自らの倉に貯蔵されている作物を人びとに分け与え、人びとは自分たちのチーフが大きな穀倉をもっていることに誇りを感じていた。近年には、人びとが食料に困窮しているときには、チーフが県庁に働きかけ、食料援助を要請することもあった。

一方、村びとはチーフの要請に応じて、チメネ耕作地やトウモロコシ畑を開墾したり、チーフの家屋を建造するために、労働奉仕を行っている。また、チーフが村むらをめぐるときには、村長をはじめ多くの村びとがニワトリやヤギなどの家畜、チメネで収穫されるシコクビエやラッカセイ、インゲンマメをチーフに貢ぎ物として献上し、敬意を払ってきた。ベンバランドにおける村の創立やチメネ耕作地の開墾、村での暮らしはチーフの承諾によって初めて可能となり、人びとがベンバランドで生産した農産物を返礼としてチーフに献上してきた。

このようなチーフと人びととのあいだで取り結ばれる互酬的な関係をつうじて、村びとによる土地の利用や分配については各村の裁量に委ねられ、農村を単位とする土地の共同保有が維持されてきたのである。つまり、ベンバランドにおける農村の公共圏は、本源的な「土地の所有者」であるチーフの権威とベンバ王国の裏付けによって保証されてきたといえる。

第4節 土地制度の改正と焼畑農耕民社会の混乱

新土地法の制定によって、ザンビア国内では慣習地における土地保有証明

書の発行件数が大幅に増加している。国土省（Ministry of Lands）は正確な記録をとっているわけではないものの、年間に2000件⁽⁹⁾のペースで発行件数が増加しているといわれている（Brown [2005]）。市場メカニズムの導入にともなう土地取得制度の改変が焼畑農耕社会にどのようなインパクトを実際に与えているのかを検証していこう。

1. 慣習地の土地保有権を取得する手続き

従来、ベンバの慣習地において土地保有権を取得するには、複数の方法があり、決まった手順があるわけではなかった（Moore and Vaughan [1994]）。土地保有権の取得に関与するのは村長やチーフ、そして県庁や国土省をはじめとする行政機関である。1995年の土地法では慣習地における土地保有権の取得には、チーフや村長をはじめとする伝統的支配者の同意をとることが重要である。

2007年現在、ルチェンベ領内の慣習地において、土地保有権を取得する手順には、以下の4方法がある。第1は、希望者が土地取得を村長に申し出て、村長から承諾を得たのち、村長の手紙もしくは村長の紹介でローカル・チーフを訪問し、土地の取得を申し出る。チーフに承諾を得たのち、希望者はチーフのサインが記されたレターをもって県庁に出向き、土地保有証明書の発行を申請し、国土省から土地保有証明書を受領する方法である。

第2は、希望者が村長を介さず、直接、チーフを訪問し、領内の土地取得を願い出て、了承を受けたのち、チーフのレターをもって県庁に行き、土地保有証明書の発行を申請し、国土省から土地保有証明書を受領する方法である。この場合、希望者は当該地域の村長に土地取得をめぐる交渉をもちかけることはしない。

第3は、希望者が土地取得を村長に申し出て、村長の了解を得て、村長と同伴もしくは村長のレターを持参してチーフに土地の割当を願い出て、チーフが発行する土地割当書（Land Allocation Form）を申請する方法である。こ

の土地割当書の取得では、土地保有証明書とちがって、土地の売買は認められないものの、名義人の死亡によって親族への相続は認められる。

第4は、チーフや村長を介することなく、国土省へ直接、申請し、土地保有証明書を受け取る方法である。

ザンビア政府は慣習地における土地取引の可否やその手続きについては各民族の伝統的支配者に委ね、その判断には大きな裁量を付与している。土地取得の希望者にとって実質的な窓口になっているのはチーフである。第1の村長とチーフに了承を得る手順は、ベンバの慣習にしたがって土地保有証明書を得るうえで、もっとも正統な方法であるが、第1の方法がとられたケースはまれである。第2のチーフへ直接、土地保有を願い出る方法については、次節にて述べるように、企業が村レベルを越える大規模な土地を取得するときにみられた。第3の土地割当書を取得する方法は、領内に居住する篤農家やムピカの町に居住する商人、タンザン鉄道の職員など、ルチェンベ領以外の居住者が多い。第4の国土省へ直接、申し出る方法については、退役軍人や政府関係者など、官僚や政治家とのパイプをもつ特権階級のみが許される手順である。

ザンビア社会では、特権をもつ人間との民族や縁故を通じた人間のつながりによって汚職が横行する素地がある (Szeftel [1983])。前述のどの方法であっても、土地保有証明書や土地割当書の取得に関する許認可には、申請者はチーフや村長、関係機関の役人の許認可を得る必要があり、しばしば申請者と受諾者とのあいだには便宜供与を目的とした賄賂の授受が行われている。衆目につかない土地保有の許認可に関する黒い噂は、ベンバの農村社会でひろく流布されている。

2. 個人による土地の囲い込み

土地保有権を取得するための第3の方法にあげられた土地割当書は、村長が土地分割に関して了承し、村長の了承にもとづいてチーフの裁量によって

発行されている。ルチェンベ領内では、土地割当書を得るためにチーフへ支払う金額は19万クワチャ（約6000円ほど）¹⁰⁰である。この金額を支払えば、一律75ヘクタールの土地が分与される。この値段は、慣習地に居住する村びとにとっては高額であり、土地割当書を取得するのはきわめて難しいが、町に住む商人や勤労者、役人や退役軍人にとってはそれほど高価な額ではない。土地割当書の取得には、土地保有証明書のように多額の費用、煩雑な手続き、ムピカ県庁での申請や首都の関係省庁との交渉を必要としないため、多くの村びとが取得手続きのより簡便な土地割当書の入手を試みている。

2007年8月現在、M村で土地割当書を入手した村びとはいないが、チーフの事務所や側近への聞き取りによると、近隣の村むらでは村びと2人がすでに取得している。筆者が1998年に集中調査を実施したNG村では、町の住人が土地割当書を取得し、労働者を雇って耕作を開始している¹⁰¹。NG村はムピカの町から15キロメートルほどの近郊に位置し、チテメネを開墾できるようなミオンボ林が少なかったため、1998年時点で村びとは木炭を焼き、販売することによって不足する食料を補っていた（大山 [2002]）。

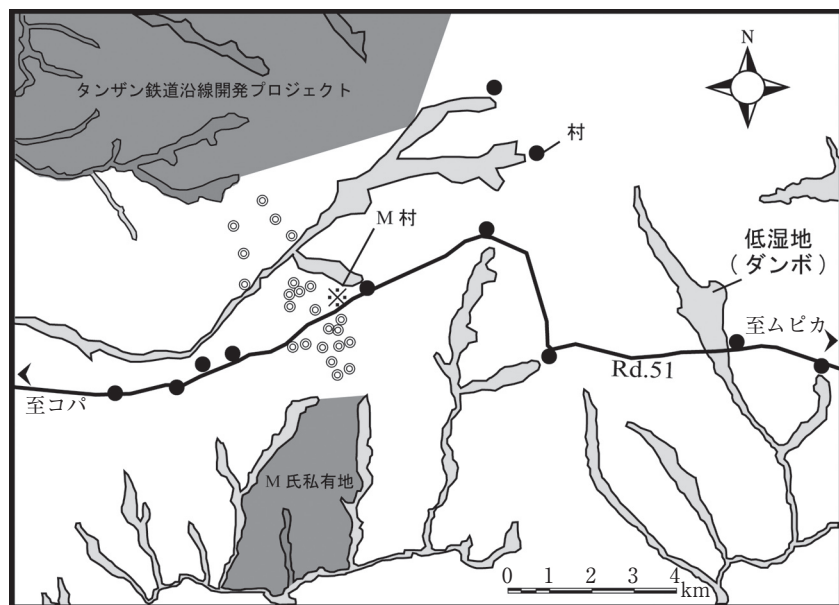
町の住人から土地取得に関する申し出があった場合、NG村の村長は土地保有を認めるかわりに、申請者から現金を受領しているという噂がある。多くの村びとは、村長と町の住人とのあいだで密かに取り交わされている土地割当の手続きの実態を知らなかった。町の住人が村長から承諾を得て、チーフから土地割当書を入手したのち、労働者が家族とともに割当地に住みつき、耕作を開始しはじめた時点で、村びとは土地割当の事実を初めて知らされる。村びとは土地割当に対する抵抗を感じながらも、チーフの決定に不服を申し立てることは難しいため、我慢しているのが現状である。

話をM村に戻そう。M村では30代なかば、もしくは40代前半の男性2人（図4：世帯No. 4, No. 8）が土地割当書を取得することによって、自分の土地を確保しようという希望をもっている。2007年現在には、前述のように、M村には土地割当書の取得者がいなかったため、チーフによる土地割当書の発行にともなう土地分割の問題は出ていない。しかし、M村では再入植

計画を柱とするタンザン鉄道沿線開発計画¹²⁾とともに、退役軍人（M氏）がチーフや村長を介さず、国土省から直接、土地保有証明書を取得し、土地を囲い込んだ結果、M村に居住する人びとの土地利用が強く制限されている。M氏が囲い込んだ私有地は1250ヘクタール以上にも及ぶ（図6）。

M氏は2007年現在、ルサカに居住しており、ルチェンベ領内で生活することはない。土地保有証明書の名義人であるM氏にかわって、広大な土地を管理しているのは弟B氏である。M氏とB氏は、ともに資金が不足し、保有する森林を農地に開発したり、住居を構えたりしていない。B氏はL村に住居を構え、妻子とともに暮らしている。彼は退役軍人だということもあって、ライフルを所持するための免許をもっており、森林に入るときには常時、ライフルを携帯している。自らが保有する土地において、チテメネ耕

図6 2002年にM村の住人が開墾したチテメネ耕作地の位置
 (◎：チテメネ耕作地の位置)



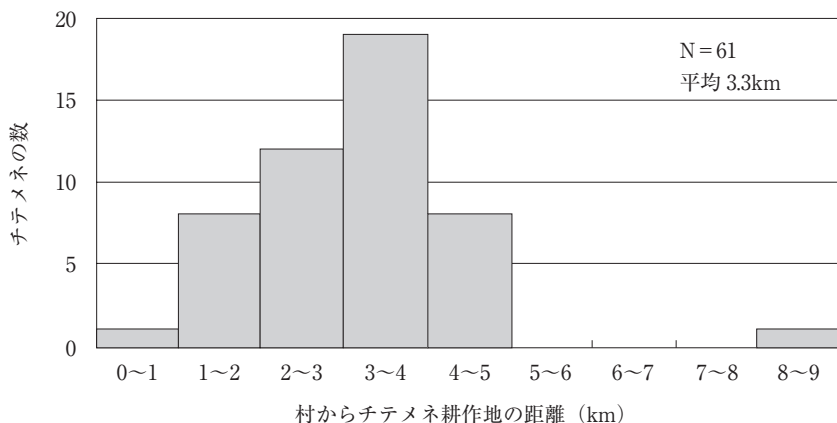
(出所) 筆者作成。

作地を伐採したり、イモムシやキノコ、蜂蜜を採取するために歩いている村びとを見かけると、実弾を発射し、威嚇している。

B氏の強硬な振る舞いもあって、M村をふくむ周辺の村びとはM氏の土地を利用することはもちろん、立ち入ることすら許されていない。M村の人びとは1999年以降、非常に限られた範囲内で、チテメネを開墾している(図6)。すなわち、村の東西方向について隣村との関係で土地利用の制限がある一方で、コパ・ロード(51号線)の北側にはタンザン鉄道沿線開発プロジェクトが存在し、南側にはM氏の私有地が広がるため、M村の住人は十分にチテメネ耕作地を開墾することはできない。村びとのなかには、M村の周辺でチテメネ耕作地を開墾することができるのも今後5年ほどのあいだだろうという見解を示す人も多い。

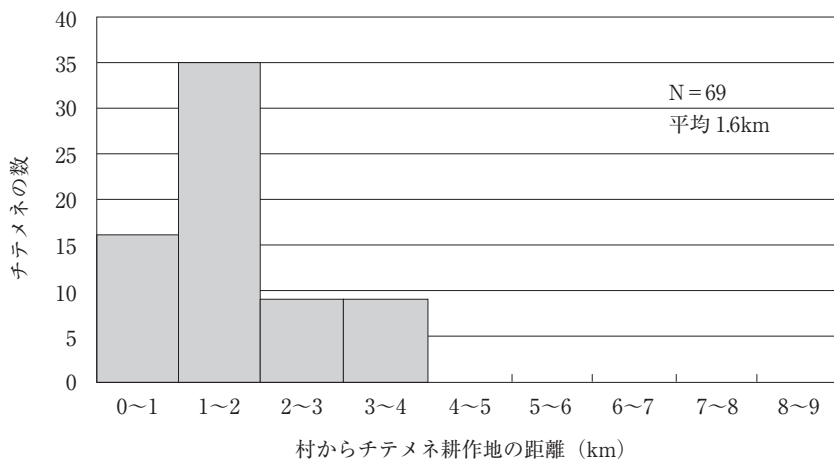
1994年から1997年までの4年間にM村の人びとがチテメネ耕作地を開墾したのは、村から3~4キロメートルの範囲内に多く、平均は3.3キロメートルであった(図7)。しかし、2002年から2003年までの2年間にM村の人びとがチテメネ耕作地を開墾したのは、村よりわずか1~2キロメートルの範囲内に限定されており、平均1.6キロメートルであった(図8)。村びとは、

図7 M村からチテメネ耕作地までの距離(1994年から1997年までの4年間)



(出所) 筆者作成。

図8 M村からチテムネ耕作地までの距離（2002年から2003年までの2年間）



(出所) 筆者作成。

このような土地利用の制限によって小さなチテムネ耕作地しか開墾できない結果¹³⁾、自分たちの食料が不足し、食生活が悪化していると訴えている。M村では、チテムネ耕作を生活の軸足にした暮らしを大きく転換することが求められている。村びとは、限られた森林で木炭を焼き、それを通りかかるトラックに販売するようになっている。M村の村びとは1996年当時、「木炭を売るのは、キノコを販売するのと同様に、食料に貧窮した人のやることだ」と述べていた。しかし、2007年現在、外部社会の変化によって土地利用が厳しく制限されることによって、村びとは木炭の売上金で、不足する食料を得たり、生活用品を購入したりする生活スタイルに変化しつつある。

3. 企業による土地の囲い込み

ムワナワサ大統領は構造調整政策の延長線上で、経済の自由化政策をとり、外国資本の導入を促す政策をとってきた。2006年3月15日には大統領みずか

らが北部州とルアブラ州を遊説し、両州の発展のためにさらなる投資を呼びこむ必要性を発言している。

ルチェンベ領内で外資系企業による土地の囲い込みが公表されたのは2005年9月であった。ルチェンベ領に隣接して居住する民族ビサの祭り (*chinamanongo*) が開催され、ビサの上級チーフであるチーフ・コバが祭りの会場において大規模農場を誘致することをアナウンスした。この農場が建設されることによって、雇用が促進され、道路や水道などのインフラ整備が進み、ビサの人びとの生活が大きく改善するだろうと祭りの参加者に伝えられた。

チーフ・コバがアナウンスした大規模農場は、A社のプランテーションである。A社は首都ルサカに本社をもつが、南アフリカ資本の現地法人であり、食用油の生産だけでなく、原油や天然ガスの掘削と開発も手がける大企業である。A社の食用油は、ザンビアのラジオで頻繁に宣伝されていることもあって、住民のあいだでは有名である。A社の担当者は2005年9月、祭りでのアナウンスに先駆け、ビサのチーフ・コバとベンバのチーフ・ルチェンベのそれぞれに対して1万2500ヘクタールずつ、合計2万5000ヘクタールの譲渡を依頼した。この見返りとして、A社はチーフに車、地域コミュニティの開発のためには6000万クワチャ（約200万円）を提供する準備があるともちかけたとされている。

チーフ・ルチェンベ (MM氏)¹⁴⁾は病気のため車イスでの生活を余儀なくされており、車の提供に喜び、土地の譲渡を快諾した一方で、チーフ・コバはすでに複数台の車を所有していたため、相当額の現金を要求したという。翌月には、コバ領内に白人男性がやってきて、さっそく開墾を開始した。この白人男性をみた人によると、身長2メートルちかい大柄の男性で、人びとはみな「ボーア」と呼んでいた。この白人は、製油会社A社の従業員である。

チーフ・コバは祭りの参加者に対して大規模農場の建設に関するアナウンスをしたが、チーフ・ルチェンベは居住者に対してアナウンスをすることはなかった。2万5000ヘクタールという広大な計画地にはチテメネやイバラといった耕作地も存在すれば、村びとの生活の場となる村も含まれていた。計

画地が接収され、立ち退きを迫られれば、自分たちの生活がどのようになるのか、近隣に居住する人びとのあいだでは不安が広がった。チーフ・ルチェンベの側近には、3人のサブ・チーフと10人の上級アドバイザーが村むらの村長から選出されている。この人選は、チーフの指名による。サブ・チーフのひとりであるBE氏はA社の申し出とチーフとの交渉の子細を知っていたが、そのプロセスでチーフの決定に反対することは難しかったと話した。また、上級アドバイザーのKB氏はA社の土地取得の申し出を知らなかったと話し、たとえ、情報を把握していたとしても、チーフの裁定に反対意見を上申することは難しかっただろうと語った。

2005年9月以降、急速にA社のアブラヤシ・プランテーションのための農地の造成が進められた。50人¹⁵⁾の成人男性が周辺の村むらから集められ、ミオンボ林とダンボ（低湿地）の開墾・整地とアブラヤシ畑の造成が開始された。道具は鋤と斧のみであり、「ボーア」が監視役のときには朝8時から夕方4時まで労働がつづいた。当初、月曜日から金曜日までが労働日で、日曜日は休みだという約束だった。しかし、作業の進行が計画よりも遅くなると、日曜日にも労働が課せられた。造成作業をするダンボの近くで、労働者は夜に火を囲んで、うずくまって寝た。

村びとの感覚からすると、信じられないことに昼食は提供されず、自分で準備しなければならなかった。聞き取りをした男性たちは、おもにダンボを整地し、アブラヤシを植え付けるマウンド作りに従事した。マウンドの大きさは直径が2メートル、高さが80センチメートルであった。草本の根が張るダンボの土を反転させ、大きなマウンドを作るのは重労働だった。1日に作れるマウンドは5個か6個にすぎなかった。このマウンド20個を作れば、1万クワチャ（300円）の給金が支払われた。日給に換算すれば、2500クワチャ（75円）という安さであった。給与については事前に知らされておらず、低い賃金と過酷な労働条件が原因で、最初の1週間で脱落する者が続出したという。それでも、男性らはA社の誘いに応じて、このアブラヤシ・プランテーションの造成に従事しつづけた。

2006年2月、国土省の大臣（ニロンゴ氏）が首都ルサカにA社と2人のチーフを呼び、会合をもった。チーフ・ルチェンベは体調不良を理由に、サブ・チーフのひとりBE氏をルサカに派遣した。A社は2万5000ヘクタールの土地保有証明書を希望していたが、大臣は難色を示した。それは、希望する土地があまりにも広大すぎることで、土地が奪われることによって国民の生活が困窮する可能性が高いことが理由であった。政府はA社に土地保有証明書を発行しないかわりに、A社による1万ヘクタールの土地使用権を認めるという条件を打診した。しかし、あくまでもA社は土地保有証明書の取得にこだわったため、議論は平行線をたどり、物別れに終わった。A社は大臣と会談したのち、チーフに譲渡した車を即座に首都ルサカの本社へ戻させた。

A社は土地保有証明書の取得に失敗してからも、現地にてアブラヤシ・プランテーションの造成を少しずつ進めていたようである。2006年6月にはチーフ・コパの名前を借用し、M社という架空の企業名でふたたび土地保有証明書の申請を試みた。この試みも結局、国土省には受け入れられなかった。A社はアブラヤシ・プランテーションの造成を休止し、とりあえず2006年9月の総選挙の結果を見守ったようである。

聞き取りを実施した男性とともに、ダンボのアブラヤシ畑を訪問した。訪問したのは2006年10月初旬であり、監視役の白人男性は大統領選挙（投票日9月28日）の結果をおそれて、ルサカに戻ったあとだった。造成中のプランテーションは無人だった。ダンボには10メートル間隔に規則正しくマウンドが作られており、そのマウンドには1株ずつのアブラヤシが植栽されていた。マウンドの数は1650個にも及んだ。

与党MMDが選挙に勝利し、A社は政府の決定に変化がないことを読み取り、この地域のアブラヤシ・プランテーションの造成事業から撤退した。このようなA社とチーフ、国土省とのやりとりは関係者だけで密かに進められ、プランテーション予定地に居住する村びとはまったく事情を理解していなかった。

第5節 慣習地の囲い込みにもなる公共圏の崩壊の危険性

A社による大規模な土地の取得は、国土省によって差し止められたものの、A社とチーフとのあいだで秘密裡に話が進められ、計画地の住人をはじめベンバの人びとはごく少数の関係者以外、土地取得に関する計画を知らなかった。計画予定地内に住むベンバの村びとによると、2005年10月にブルドーザーが突然やって来て、工事を開始した。プランテーションにつながる道路を建設するため、村びとの畑がつぶされた。道路を建設した数日後に「ボーア」がやって来て、つぶしたキャッサバの株数をかぞえ、26株のキャッサバの種茎を補填することを一方的に伝えたという。

また、近隣の町ムピカに居住するタンザン鉄道の職員は2006年9月に、慣習地の土地は非常に安く、チーフから土地割当書を取得したうえで、農夫を雇用し、サイド・ビジネスとして農地経営に取りかかるつもりだと筆者に話した。このような町の住人は、給与所得者を中心に多数、存在するという。

A社のような大規模な土地取得も、町の住人による農地の経営も、ドナー諸国が想定した土地法の施行による土地所有権の確立と土地の資産価値の付与、そして資本の蓄積をうながすという目的に沿ったものであり、国内の農業生産を増大させる方向にむかうものである。しかし、慣習地における土地割当は、外部者による土地所有を認めることによって、慣習地に居住する人びとから土地を奪い、生活の質の劣化を引き起こす危険性が高い。このような動きには、慣習地における土地の共同保有や休閒期間を必要とするチテメネ耕作の土地利用に対する理解が欠如していることを指摘しなければならない。

ベンバの人びとは村周囲のチテメネを開墾し、居住地のちかくにチテメネの開墾適地が不足するようになると、出作り小屋 (*mitanda*) を設営するか、村を移動させた。ベンバの人びとは出作り小屋の設営や村の移動を通じてミオンボ林を「広く薄く」利用し、休閒期間を確保してきたのである (大山

[1998], Oyama [2001, 2005])。ベンバの人びとにはミオンボ林を囲い込み、私有化したり、土地への投資や資本を蓄積するという発想はなく、世帯の構成や年齢に関係なく、村びとがともに生きていくことが重視されてきたのである。つまり、隣人のチテメネ開墾の思惑を読み取り、お互いに配慮しあうことによって争議を事前に避け、争議になりそうなときには相互に話し合うことによって、お互いがチテメネやイバラを開墾できるよう調整し、そのようなやりとりがベンバ農村における公共圏だったのである。

外部者の視点から未利用地にみえるミオンボ林は休閒地で、森林の自然更新の場であり、ベンバの人々にとっては将来に対する備えでもある。しかし、人口の増加や道路沿いの定住化にともなうミオンボ林の荒廃、土地の私有化や再入植計画地の立案によって土地が囲い込まれるようになると、チテメネ耕作による自給を基礎とした生活は成り立たなくなっている。

食料を分かち合い、隣人とともに生きていくというベンバ農村の生活原理には、村に居住する人びとが土地にアクセスし、チテメネを開墾し、農作物を収穫したり、あるいはイモムシやキノコを採集したりするという土地の共同保有が基盤にあった。土地利用の制限によるチテメネ開墾面積の不足に対して、トウモロコシやサツマイモ、インゲンマメの無施肥栽培を拡大したり、木炭を焼いて販売したり、各世帯が個別に対応せざるをえないのが現状である。ベンバの村びとが限られたミオンボ林で木炭を焼き、木炭の売上金で不足する食料を購入する。このような市場や現金経済とのつきあい方は、自給自足の生活原理が崩壊した結果であり、人びとの生活の質は確実に低下している。

1991年にザンビアが一党制から複数政党制に移行し、MMD 政権が成立すると、大統領直属の知事が廃止され、国家による地方支配が弱体化し、地方における伝統的支配者の権威が相対的に高まる傾向がみられた(児玉谷 [1999])。北部州における土地保有証明書や土地割当書の発行にもとづく土地の囲い込みには、政府やチーフによる判断に委ねられており、農村内部の公共圏では解決できない事項が多く、村びとの多くはやり場のない不満や鬱

慣をためつつある。

2008年現在、都市近郊の農村で土地割当書の発行は増加する傾向にある。教育水準が高く、経済的に豊かな外部者が土地法に即して、慣習地のチーフや村長の許可を得たうえで、一律75ヘクタールという広大な面積の土地割当書を取得している。土地割当書による土地取得の権利には、土地の売買は許可されていないものの、他者の土地利用を排除し、親族への相続が可能となっており、実質的な土地の私有化とみなされている。

国土省の認可が下りず、A社の土地取得は差し止められたものの、この事例が象徴するように、慣習地に居住する人びとの土地使用权を保証し、農村における公共圏の存在を裏付けてきたチーフみずからが土地制度を改変し、外部者に土地を割り当て、利権を拡大するという事態が生じている。

現在、チーフによって進められている慣習地の土地割当は人びとの生産基盤となるチテメネの持続性を脅かし、人びとの生活の劣化を引き起こすばかりでなく、ベンバ農村における公共圏の存立をゆるがし、農村内部における隣人への気遣いや配慮、話し合いを無用にする可能性がある。すなわち、土地の利用や分配をめぐる農村内部での調整がうまく機能せず、将来、土地使用权が個人——とくに町に住む外部者に帰属する傾向を強める一方で、村内では土地利用の制限がかかり、土地にアクセスできない村びとが生まれる結果、隣人とともに生きていくという生活原理の基盤となる公共圏の崩壊を招き、慣習地に居住する村びとが貧困にあえぐ危険性がある。

おわりに

2006年9月に実施されたザンビアの大統領選挙では、愛国戦線（Patriot Front）の党首マイケル・サタ候補が選挙キャンペーン中に、不当な利益を得ている外国人投資家の排斥を訴えた。サタ氏は、とくに中国人の投資家がザンビアの基幹産業である銅鉱山の開発に乗り出し、ザンビア人労働者を酷

使うことによって、国内の貴重な資源を搾取していることを強調した。この発言は、中国政府の強い反発を買い、国内外で物議をかもした。ザンビア国内にはサタ候補の考えは過激で、危険だという意見をもつ人びともいたが、サタ候補はムピカ県の出身で、民族がベンバということもあり、ベンバの居住人口の多い北部州やコッパーベルト州を中心に支持を集め、その政策から首都ルサカにおいても強い支持を集めた。最終的な得票率は28%にとどまり、現職のムワナワサ大統領に敗北したものの、ムピカ県ではサタ氏が大統領になることを信じ、投票結果の集計には疑念をもっている者が多かった。

ムワナワサ大統領の急逝にもなつて2008年10月に実施された大統領選挙において、与党 MMD の候補者バンダ氏は約71万8000票を獲得し、サタ候補の得票数は約68万3000票であった⁴⁶⁾。サタ氏は接戦のすえ、敗れたものの、得票数を伸ばした背景には1991年から続く与党 MMD の経済政策に対する人びとの不満が募っていることが考えられる。

このような現状は国民の不満が実際に爆発し、暴力をともなう土地の略奪が起こったジンバブエの事例を想起させる。ジンバブエではムガベ大統領と与党である愛国戦線がヨーロッパ系の大規模農場の土地収用を推進し、暴徒によって土地や財産の略奪も繰り返されている。ムガベ政権は、白人の農地はもともとアフリカ人の土地であり、アフリカ小農は生活に困窮し、土地を必要としているのだから、白人が盗んだ土地を取り戻すのは当然であると主張している (Shaw [2003])。

Mamdani [1996] の二分法にもとづけば、慣習地に居住するベンバの人びとは、近代法によって統治される「市民」というより、伝統的支配者であるチーフや慣習法に支配される「臣民」という性格が根強く残っている。ベンバ農村の内部に存在してきた公共圏の存在は、村の創設や人びとの居住、チメネ耕作地の開墾を認め、「臣民」の生活を庇護してきたチーフの権威によって裏付けられてきたといえるだろう。農村の公共圏を保証してきたチーフみずからが土地法の成立を契機に、慣習地の割当を進め、その役割を変質させたとき、ベンバの人びとには国家や行政機関に異議申し立てをするチャ

ンネルが残されていない。すなわち、慣習地に居住する人びとの生活を脅かす事態に陥ったとき、国家のガバナンスに対する働きかけや政治的な交渉を行うチャンネルがベンバの村びとには欠如しているのである。このようなチャンネルが欠如しつづければ、人びとの不満が暴力につながってしまう恐れが隣国ジンバブエの実情をみると否定できない。

土地制度の二重性の接合は、アフリカ農村の食料生産と農村社会の安定、ひいてはアフリカ諸国の政治的な安定性を考えていくうえで、非常に重要な課題である。慣習地の利用や分配について、農村の公共圏が孤立せず、村びとが国家や地方行政と交渉のチャンネルをもち、土地の割当や取引に関する情報にアクセスし、そのプロセスに参加することが土地制度の二重性を接合する鍵になるだろうと考えられる。

[注] _____

- (1) アフリカにおける慣習法とは民族ごとに在来にあった慣習というわけではなく、植民地時代の産物であり、植民地政府が民族の「伝統」を解釈した結果、慣習法を作り上げてきたものである。多くの在来規範が植民地政府の法律と接合するために、法文化され、慣習法としてまとめられたという経緯がある (Le Roy [1985], Benjaminsen and Lund [2003])。
- (2) カウンダ大統領は、土地権利の移転や土地の購入に多額の資金が投じられることを非難し、政府が土地の賃借権の移転に直接、関与するようになった。土地権利の移転には政府の認可が必要となり、認可に際して汚職が横行するようになった。また、国会議員や政府官僚が国有地を購入し、私有化するといった事例も報告されている (Szeftel [1983])。
- (3) 成人男性1人あたり9アールのチテメネを毎年、開墾していれば、十分に食料を確保することが可能である (掛谷 [1994], 大山 [2002])。年齢や男性労働力の有無などによって、世帯によるばらつきはあるものの、M村のチテメネ開墾面積の平均値は成人男性1人あたり、1983年には11.7アール (Kakeya and Sugiyama [1985])、1995年には9.3アール (大山 [2002])、2003年には8.0アールへと減少した。2003年には利用しうる土地が制限された結果、開墾地が不足し、チテメネ面積が縮小している。M村の住人はチテメネのみでは自給食料を確保するのが困難になっている。
- (4) 1965年の首長法 (Chief Act)、1966年の地方裁判所法 (Local Court Act) により、植民地時代の原住民裁判所が廃止されてチーフの裁判権が剥奪され、

地方裁判所は司法省の管轄下に移管された。また、土地に関しても独立後、指定地や信託地は地方議会の管理下におかれ、理論的には政府は土地を分配する権利をチーフから剥奪したことになっている。しかし、政府はチーフや村長を廃止したわけではなく、彼らは伝統的支配者としての影響力を保持しつづけている（児玉谷 [1999]）。

- (5) M村の構成員は血縁または姻戚関係で結ばれているが、これまでに農業協同組合が組織されたことがある。1993年には隣村であるN村の住人とともに、男性中心の農業協同組合が組織された。農業協同組合は化学肥料をはじめとする外部投入財の受け皿となり、ローンの借り受けや返済、トウモロコシの共同出荷、メンバーによる共同労働が行われた。女性の協同組合も1993年に結成され、1997年には女性支援を行うNGOの受け皿となり、コミュニティー・スクールを建設・運営し、ダイズの栽培、裁縫の指導などを受けた。一方、男性の農業協同組合は政府による化学肥料の供給が停止し、1997年には積立金をめぐる意見の相違から解散した。女性の協同組合は現在も存続しているが、NGO活動の中心的な役割を担ったオランダ人女性の帰国とともに、その活動は下火となり、2007年現在、休止状態となっている。このほかに、キリスト教の宗派ごとに互助組織がつくられ、メンバーの依頼を受けて、家の建設や修繕、畑の耕起やチテメネの伐採作業などを請け負っている。
- (6) イバラ (*ibala*) とはベンバ語で、畑の総称である。イバラには、大きな畝をつくり、サツマイモやインゲンマメを耕すフンディキラ (*fundikila*) のほか、化学肥料を投入してトウモロコシを栽培するファーム (*faamu*)、無施肥でトウモロコシやインゲンマメ、ラッカセイなどを栽培する畑、ヒマヤパブリカ、タバコといった換金作物を栽培する畑も含まれる。
- (7) ベンバのチーフは今でも行政機関の末端を担っており、政府より給与を得ている。チーフはボマと呼ばれる県庁からのメッセージを村むらに伝達している。また、外部者が領内を移動したり、滞在したりするときにはチーフが許可を与え、その庇護を行う。チーフはワニ・クラン (*Benangandu*) の成員に限られており、母系制のベンバ社会ではチーフの死後、その息子はクランが異なるため、チーフ職を継承することはできない。ローカル・チーフの選定は、北部州の州都カサマに居住するパラマウント・チーフやシニア・チーフなどによる協議で決められ、各地方にローカル・チーフが派遣される。村びとにとって、チーフの存在は絶大である。人びとがチーフに挨拶するときには、ひざまづき、拍手を打ち、敬意を示す。夫婦間の不和や離婚、村での争議や村長の継承問題など、村で解決できない民事案件については村長や村びとがチーフに相談し、チーフが解決にむけて調整・協議を進める。チーフが解決できないときには、問題が県庁や裁判所にもちかけられることもあるが、このような事例はごくまれである。筆者は、1993年から1997年までロー

カル・チーフ KA 氏が領内の村を視察に出かけるのに同行したことがある。村むらでは、食べきれないほどの練り粥が料理され、ニワトリやヤギの肉でつくったおかずが準備される。また、シコクビエやインゲンマメ、ニワトリやヤギなどが村びとより献上された。ローカル・チーフ KA 氏によると、チーフの主要な役割は、村びとが村で安穩に暮らすよう庇護すること、村内で解決できない争いを仲裁すること、そして県庁からの連絡事項を村むらへ伝達することだと話していた。

- (8) 村長は村びとによる投票で選ばれるわけではなく、村の創設者や前村長との系譜が重視されたうえで、村長としての資質や人柄が吟味される。村長には任期があるわけではなく、M 村では野ブタ・クラン (*Benangulube*) によって村長職が母系によるつながりで継承されている。村長のおもな仕事は、村びとが平穩に暮らすことができるよう配慮することであり、村びとどうしの争議の仲裁、病人の世話、葬式の手配、盗難や暴力などの事件への対応、チーフや客人が来村したときの接待、チーフからの情報を村びとへ伝達することなどである。ベンバ語や英語の読み書きができない村長も多く、みずからが文書を読めない村長もいる。村の役員には副村長、書記、会計、会計補佐、自衛警察がいる。これらの役割分担は、村びと間の合議制で決められる。県庁をはじめとする行政機関から村へ直接、情報が流れてきたり、役人が来村したりすることはまずなく、チーフ経由で情報が流されることが多い。
- (9) この大半がルサカや産銅州といった大都市の郊外、リビングストーンやサウス・ルワンダ国立公園、ローアー・ザンベジ国立公園に集中している (Brown [2005])。銅価格の高騰による好況がつづき、白人だけではなく、ザンビア人のなかにも土地——とくに慣習地の土地割当書を取得し、土地に投資しようという機運が高まっている。
- (10) 19万クワチャのうち4万クワチャについては、チーフのサーバントが樹幹の表面に斧で目印をつけ、土地の境界線を設定する手数料に充当される。チーフのサーバントは、なるべく居住者のいない土地を選んで、土地を割り当てようとするものの、75ヘクタールの土地には居住地や耕作地が含まれることもある。チーフによる土地の割当がどのような問題に発展していくのか、今後の動向に注目する必要がある。
- (11) 土地割当書の名義人は町に居住し、商売を営んだり、企業や役所に勤務したりしている。実際の耕作作業者は、彼らが雇用する使用人である。土地割当書の条項には、1年後に土地の管理を適切にできない者は、チーフに土地を返却する義務のあることが明記されている。この条項を満たすため、土地割当書の取得後には、すみやかに耕起が開始される。
- (12) 1980年代の後半に国営農場の建設が計画され、1990年には再入植計画地と国営農場の建設計画が立てられた。この計画は、タンザン鉄道沿線開発プロ

ジェクト（TAZARA Corridor Development Project）と呼ばれている。退職軍人や銅鉱山の退職者、町の居住者のほか、南部州のトンガ、タンザニア国境付近に居住するニャムワンガやマンブウェといった人口稠密地域に居住する人びとが1996年に入植しはじめた。1998年には、村びとと入植者とのあいだで土地の境界線をめぐって問題が先鋭化した。村びとが再入植地におけるチテメネ伐採を断念することで、とりあえず決着した。2000年までの再入植計画の本格化にともなうM村の人びとの暮らしや対応については杉山 [2001]、大山 [2002] を参照のこと。

- (13) 2003年のM村（27世帯）において、チテメネ耕作地を開墾していたのは25世帯であった。開墾していなかった2世帯は、移住してきたばかりの世帯（No. 27）と、世帯主の女性が再婚し、別の村に生活の拠点を移そうとしていた世帯（No. 13）であった。このうち、食料を自給しうるチテメネ面積を確保していたのは9世帯にすぎず、チテメネ耕作によって自給食料を確保できない世帯は16世帯におよんだ。すべての世帯がイバラでサツマイモやキャッサバ、トウモロコシ、インゲンマメ、ラッカセイなどの栽培に励んでいたが、多くは無施肥のため収量が低く、食料を自給するうえで補助的な生産活動にとどまっていた。
- (14) チーフ・ルチェンベは、KA氏が1998年（在任期間1984年～1998年。P氏の父）、ML氏が2003年（1998年～2003年）、MM氏が2007年（2003年～2007年）に相次いで逝去する。Meebelo [1971] が記すように、チーフの行政・司法の手腕は、チーフの人柄や能力、経歴に大きく依存する。チーフの多くはルサカヤカサマといった外部よりやって来るため、着任当初には地域の状況や村びとの暮らしぶりをほとんど理解していない。MM氏は上級チーフ・モワンバの息子であるため、ワニ・クランではなく、チーフに就任する資格をもちあわせていなかったという話もある。このようなチーフの着任を許したのは、権限をもつチーフ・チティムクルと上級チーフが病床についていたためだという。また、MM氏は裁判所で働いていたこともあり、土地法の動きを知り、その利権を知っていた可能性もあった。上級チーフの息子だということを経験に、領域内の村びとのなかにはMM氏を担ぎ上げることで、チーフに取り立てられて要職についた者もいた。
- (15) 農場建設に労働力として集まったのは、ビサ人が9割以上を占めた。ビサもミオンボ林では、ベンバと同様にチテメネ耕作地を開墾し、生計を立ててきた。ビサが居住するチーフ・コパの領域は元来、人口密度が高く、ミオンボ林の荒廃が著しいため、チテメネ耕作だけでは自給できない住人が多かった。世帯の食料を入手するため、賃金労働に参加するという青・壮年男性や、自転車や衣類、ラジオを購入したいという理由で参加する若者もいた。一方、チーフ・ルチェンベ領内に居住するベンバの住人はチテメネ耕作で十分に生

計を立てるだけの食料を確保しており、白人のもとで賃金労働に就くことにはまったく関心を示さなかった。

- (16) 開票結果が発表された直後に、サタ候補は投票用紙を集計する途上で誤りがあり、開票結果を受け入れることはできないので、選挙のやり直しを要求するという声明を発表した。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 大山修一 [1998] 「ザンビア北部・ミオンボ林帯におけるベンバの環境利用とその変容——リモートセンシングを用いた焼畑農耕地域の環境モニタリング——」 (『Tropics』第7巻第3/4号 287-303ページ)。
- [2002] 「市場経済化と焼畑農耕社会の変容——ザンビア北部ベンバ社会の事例——」 (掛谷誠編『アフリカ農耕民の世界——その在来性と変容——』京都大学学術出版会 3-49ページ)。
- 掛谷誠 [1994] 「焼畑農耕社会と平準化機構」 (大塚柳太郎編著『講座地球に生きる(3)資源への文化適応——自然と共存のエコロジー——』雄山閣 121-145ページ)。
- [1996] 「焼畑農耕社会の現在——ベンバの村の10年——」 (田中二郎・掛谷誠・市川光雄・太田至編著『続 自然社会の人類学——変貌するアフリカ——』アカデミア出版会 243-269ページ)。
- [2002] 「序——アフリカ農耕民研究と生態人類学——」 (掛谷誠編『アフリカ農耕民の世界——その在来性と変容——』京都大学学術出版会 ix-xxviiiページ)。
- 児玉谷史朗 [1999] 「ザンビアの慣習法地域における土地制度と土地問題」 (池野旬編『アフリカ農村像の再検討』アジア経済研究所 117-170ページ)。
- 杉山祐子 [1996a] 「離婚したって大丈夫——ファーム化の進展による生活の変化とベンバ女性の現在——」 (和田正平編著『アフリカ女性の民族誌——伝統と近代化のはざままで——』明石書店 83-114ページ)。
- [1996b] 「農業の近代化と母系社会」 (田中二郎・掛谷誠・市川光雄・太田至編著『続自然社会の人類学——変貌するアフリカ——』アカデミア出版会 271-303ページ)。
- [2001] 「ザンビアの農業政策の変化とベンバ農村」 (高根務編『アフリカの政治経済変動と農村社会』アジア経済研究所 222-278ページ)。
- [2007] 「焼畑農耕民社会における『自給』のかたちと柔軟な離合集散——ザ

ンビア, ベンバにおける『アフリカ・モラル・エコノミー』——」(『アフリカ研究』第70号 3月 103-118ページ)。

武内進一 [2001] 「ルワンダの政治変動と土地問題」(高根務編『アフリカの政治経済変動と農村社会』アジア経済研究所 15-60ページ)。

〈外国語文献〉

- Ault, D. E., and G. L. Rutman [1993] “Land Scarcity, Property Rights and Resource Allocation in Agriculture: Eastern and Southern Africa,” *South African Journal of Economics*, 61(1), pp. 32-44.
- Benjaminsen, Tor A., and Christian Lund [2003] “Formalization and Informalisation of Land and Water Rights in Africa: An Introduction,” in T. A. Benjaminsen and C. Lund eds., *Securing Land Rights in Africa*, London: Frank Cass, pp. 1-10.
- Brown, Taylor [2005] “Contestation, Confusion and Corruption: Market-based Land Reform in Zambia,” in S. Evers et al. eds., *Competing Jurisdictions: Setting Land Claims in Africa*, Leiden and Boston: Brill, pp. 79-102.
- Committee for the World Atlas of Agriculture [1976] *World Atlas of Agriculture Vol. 4 Africa*, Novara: Instituto Geografico De Agostini.
- Evers, Sandra, Marja Spierenburg, and Wels Harry eds. [2005] *Competing Jurisdictions: Setting Land Claims in Africa*, Leiden and Boston: Brill.
- Firmin-Sellers, Kathryn, and Patrick Sellers [1999] “Expected Failures and Unexpected Successes of Land Titling in Africa,” *World Development*, 27(7), pp. 1115-1128.
- GRZ (Government of the Republic of Zambia) [2000] *Land Tenure Policy*, Lusaka: Ministry of Lands, Republic of Zambia.
- Gulliver, P. H. [1961] “Land Shortage, Social Change and Social Conflict in East Africa,” *Journal of Conflict Resolution*, 5(1), pp. 16-26.
- Takeya, Makoto, and Yuko Sugiyama [1985] “Citimene, Finger Millet and Bemba Culture: A Socio-ecological Study of Slash-and-burn Cultivation in Northern Zambia,” *African Study Monographs*, Supplementary Issue 4, pp. 1-24.
- Takeya, Makoto, Yuko Sugiyama, and Shuichi Oyama [2006] “The Citimene System, Social Leveling Mechanism, and Agrarian Changes in the Bemba Villages of Northern Zambia: An Overview of 23 Years of ‘Fixed-point’ Research,” *African Study Monographs*, 27(1), 27-38.
- Le Roy, Etienne [1985] “The Peasant and Land Law: Issues of Integrated Rural Development in Africa by the Year 2000,” *Land Reform*, (1/2), pp. 13-42.
- Magana, Faustin P. [2003] “The Interplay between Formal and Informal System of Managing Resource Conflicts: Some Evidence from South-western Tanzania,”

- in T. A. Benjaminsen and C. Lund eds., *Securing Land Rights in Africa*, London: Frank Cass, pp. 1-10.
- Mamdani, Mahmood [1996] *Citizen and Subject: Contemporary Africa and Legacy of Late Colonialism*, Princeton: Princeton University Press.
- Meebelo, Henry S. [1971] *Reaction to Colonialism: A Prelude to the Politics of Independence in Northern Zambia 1893-1939*, Manchester: Manchester University Press.
- Moore, Henrietta L., and Megan Vaughan [1994] *Cutting Down Trees: Gender, Nutrition, and Agricultural Change in the Northern Province of Zambia, 1890-1990*, London: Heinemann.
- Oyama, Shuichi [2001] "Settlement and Agricultural Practices of Bemba Shifting Cultivators in Northern Zambia from Multi-temporal Landsat TM Images," *Journal of Forest Planning*, 6, pp. 65-74.
- [2005] "Ecological Knowledge of Site Selection and Tree-cutting Methods of Bemba Shifting Cultivators in Northern Zambia," *Tropics*, 14(4), pp. 309-321.
- Richards, Audrey I. [1939] *Land, Labour and Diet in Northern Rhodesia: An Economic Study of the Bemba Tribe*, London: Oxford University Press.
- Roberts, Andrew [1976] *A History of Zambia*, New York: Africana Publishing Company.
- Shaw, William H. [2003] "'They Stole Our Land': Debating the Expropriation of White Farmers in Zimbabwe," *Journal of Modern African Studies: A Quarterly Survey of Politics, Economics & Related Topics in Contemporary Africa*, 41(1), pp. 75-89.
- Sjaastad, Espen, and Daniel W. Bromley [1997] "Indigenous Land Rights in Sub-Saharan Africa: Appropriation, Security and Investment Demand," *World Development*, (25), pp. 549-562.
- Sugiyama, Yuko [1987] "Maintaining a Life of Subsistence in the Bemba Village of Northeastern Zambia," *African Study Monographs, Supplementary Issue*, 6, Center for African Area Studies, Kyoto University, pp. 15-32.
- Szeftel, Morris [1983] "Political Graft and the Spoils System in Zambia: The State as a Resource in Itself," *Review of African Political Economy*, (24), pp. 4-21.
- von Blanckenburg, Peter [1993] "Large Farms as Object of Land Reform: The Case of Zimbabwe," *Quarterly Journal of International Agriculture*, 32(4), pp. 351-370.

